第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの 健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、い じめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿 勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。その ことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成する ことになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神 を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存 在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立 ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「互いに違いを認め合い、ともに学びともに生きる」を教育目標として おり、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害 事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものとする。

具体的ないじめの例。

- ▶冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ▶仲間はずれ、集団による無視をされる
- ▶軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ▶ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ➤金品をたかられる
- ➤金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ➤嫌なことや恥ずかしいこと, 危険なことをされたり, させられたりする
- ▶パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭(記録)、首席、生徒指導担当、各学年代表、養護教諭、 人権教育担当、SSW、SC

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの早期発見・事案対処
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

守口市立庭窪小学校 いじめ防止年間計画										
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	学校全体			
4 月	保護者への相 談窓口周知 児童への相談 窓口周知 人権教育(仲 間づくり)	保護者への相 談窓口周知 児童への相談 窓口周知 人権教育(仲 間づくり)	保護者への相 談窓口周知 児童への相談 窓口周知 人権教育(仲 間づくり)	保護者への相 談窓口周知 児童への相談 窓口周知 人権教育(仲 間づくり)	保護者への相 談窓口周知 児童への相談 窓口周知 人権教育(仲 間づくり)	保護者への相 談窓口周知 児童への相談 窓口周知 人権教育(仲 間づくり)	「学校いじめ 防止基本方 針」のHP掲 載 第1回いじめ 対策委員会 (年間計画確 認)			
5 月	家庭訪問(家庭の様子の把握) 道徳(友だちと仲よくし、助け合う)	家庭訪問(家庭の様子の把握)	家庭訪問(家庭の様子の把握) 道徳(自分と異なる意見を人切にする)	家庭訪問(家庭の様子の把握)	家庭訪問(家庭の様子の把握)	家庭訪問(家庭の様子の把握) 道徳(友だちと仲よくし、助け合う)	校内研修(子 ども理解) 学校生活アン ケート実施			
6 月				道徳(友だちと仲よくし、助け合う)	道徳(自分と 異なる立場の 人も意見を大 切にする)					
7 月	SSTの取組 み 個人懇談(保 護者との情報 共有)	SSTの取組 み 個人懇談(保 護者との情報 共有) 道徳(友だち と仲よくし、 助け合う)	SSTの取組 み 個人懇談(保 護者との情報 共有)	SSTの取組 み 個人懇談(保 護者との情報 共有)	SSTの取組 み 個人懇談(保 護者との情報 共有)	SSTの取組 み 個人懇談(保 護者との情報 共有)	学校生活アン ケート実施			
8 月										
9 月				道徳(温かい 心で相手をい たわる)	道徳(温かい 心で相手をい たわる)		校内研修(仲間づくり) 学校生活アンケート実施			

10			道徳(友だち と仲よくし、 助け合う)				第2回いじめ 対策委員会 (進捗状況)
11	道徳(温かい 心で相手をい たわる)				犯罪非行防止 教室	道徳(温かい 心で相手をい たわる) 犯罪非行防止 教室	学校生活アン ケート実施 校内研修(子 ども理解)
12	SSTの取組 み 個人懇談(保 護者との情報 共有)	SSTの取組 み 道徳 (温かい 心で相手をい たわる) 個人想数 (保 護者との情報 共有)	SSTの取組 み 個人懇談(保 護者との情報 共有)	SSTの取組 み 個人懇談(保 護者との情報 共有)	SSTの取組 み 個人懇談(保 護者との情報 共有)	SSTの取組 み 個人懇談(保 護者との情報 共有)	
1 月			道徳(温かい 心で相手をい たわる)	道徳(自分と 異なる立場の 人も意見を大 切にする)	道徳(友だちと仲よくし、助け合う)		学校教育自己 診断学校教育 アンケート実施 学校生活アン ケート実施
2 月	道徳(自分と 異なる立場の 人も意見を大 切にする)	道徳(自分と 異なる立場の 人も意見を大 切にする)				道徳(自分と 異なる立場の 人も意見を大 切にする)	第3回いじめ 対策委員会 (取組みの検 証)
3 月	生活ふりかえ りカード実施	生活ふりかえ りカード実施	生活ふりかえ りカード実施	生活ふりかえ りカード実施	生活ふりかえ りカード実施	生活ふりかえ りカード実施	学校生活アン ケート実施 校内研修(子 ども理解)引 きつぎ

5 取組状況の把握と検証 (PDCA)

いじめ対策委員会は、年3回開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

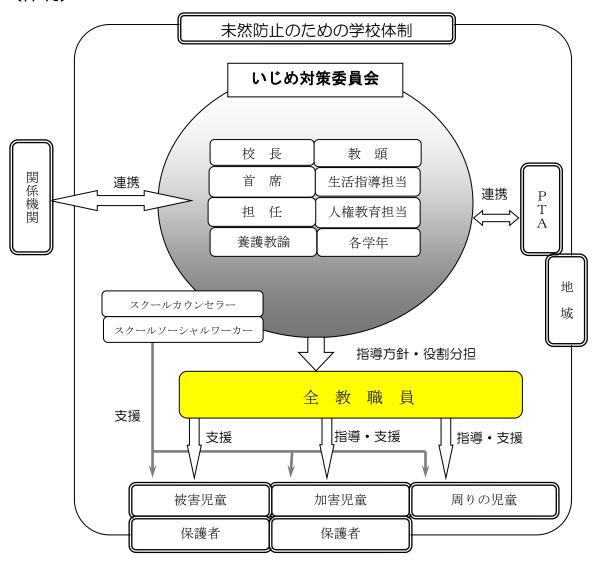
第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重 が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを 基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別 活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

(体制)



- 2 いじめの防止のための取組み
 - (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、全教職員に対して「学校基本方針」の主旨説明や確認を行う。児童に対しては、「学校基本方針」の主旨や理解してもらいたい点について説明を行う。
 - (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・ 体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体 験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。

(3) 分かりやすい授業づくりを進めるために、すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。

児童一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくりをキーワードにすべての児童に集団の一員としての自覚や自信を育む。そして、互いを認め合える人間関係、学校風土を児童自らが作り出せるようにする。

ストレスに適切に対処できる力を育むために、集団の一員としての自覚や自信を 育み、いたずらにストレスにとらわれることを減らす。

教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や指導の在り方が、児童を傷つけたり、 他の児童によるいじめを助長したりする点に注意を払う。

- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、すべての児童に対して、授業や行事の中で活躍できる場面を設定していく。
- (5) 児童が自らいじめについて学び、取り組む方法として、日々の学級活動や道徳教育の中で、人権に対する意識を育む。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしい と考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自 分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童生徒が、いじめ にあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

- 2 いじめの早期発見のための取組み
 - (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートを年6回行う。日々の教育活動、連絡 帳、日記、学級での人間関係、子どもの表情などを観察する。なお、アンケートによ り集まった情報は、いじめ対策委員会で集約した後に全教職員で共有する。また、保 管については、アンケートは卒業時まで、記録等は児童の卒業後5年間は保存する。
 - (2) 保護者と連携して児童を見守るため、積極的に保護者からの相談を受け入れ、家庭で気になる変化について把握する。
 - (3) 児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として学校相談窓口、電話相談窓口について広く周知する。
 - (4)いじめホットライン等の学校以外の相談窓口についても、広く周知していく。(※1)
 - (5) 教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取扱いについて、適切に扱う。

第4章 いじめに対する対処

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見るとき、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

- 2 いじめ発見・通報を受けたときの対応
 - (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

<u>遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を</u> 止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、 真摯に傾聴する。

<u>その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配</u> **慮**する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに管理職や学年の先生、生活指導担当等に報告し、いじめ対策委員会と情報を共有する。<u>その後は、当該組織が中心となって、速や</u>かに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、<u>家庭訪問等により直接会って、より丁寧</u>に行う。
- (5) <u>いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を</u>検討する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ち に所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、ス

- 4 いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言
 - (1) <u>速やかにいじめを止めさせた上で、</u>いじめたとされる児童からも<u>事実関係の聴取を</u> 行う。

<u>いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮</u>をする。

- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童への指導に当たっては、<u>いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。</u>なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

<u>その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウン</u>セラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

- 5 いじめが起きた集団への働きかけ
 - (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安 を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さな い」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることが、いじめをなくすことにつ ながる」ということを児童に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった 児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を 見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパ ワメントを図る。その際、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとも 連携する。

学校行事等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、意見が異なる他 者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

- (3) 継続した対応として、いじめが解消するまで、少なくとも3か月間、継続的に指導 を行う。いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、必要な <u>指導を継続的に行う。</u>その後も、いじめられた児童、いじめた児童双方にスクールカ ウンセラー等を活用し、心のケアを進めていく。また、いじめの発生を契機として事 例を検証し、再発・未然防止のために日常的にいじめに対して早期対応に努め、いじ めのない学級づくりへ取り組みを進んで行う。
- 6 ネット上のいじめへの対応
 - (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認 し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、 関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を 講ずる。
 - (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重すると ともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込ん だ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外 部機関と連携して対応する。
 - (3) また、情報モラル教育を進めるため、「道徳・特別活動等」において、「情報の受け 手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学 習する機会を設ける。

※1) 学校以外の教育相談窓口

守口市教育センター 06-6997-0703



■相談窓口

- いじめホットライン(子ども) 06-6992-0177
- 電話教育相談(保護者) 06-6992-6346
- ・メール教育相談(子ども・保護者)【24時間送信可】 【アドレス: soudan@moriguchi-osk.ed.jp】
- ・LINE 教育相談 (子ども) 【24 時間送信可】 【アカウント:守口市 LINE 教育相談・ID@

kef2467j]

■時間

平日9時~17時30分【土日祝、年末年始は除く】

- ・守口市子育て世代包括支援センター 「あえる」 06-6995-7833
- ・守口市市民保健センター 06-6992-2217
- 大阪府中央子ども家庭センター 072-828-0161
- 大阪府教育委員会「すこやか教育相談」

(子ども) 06-6607-7361

(保護者) 06-6607-7362

(教職員) 06-6607-7363

- すこやか教育相談 24 0120-0-78310
- ・子ども家庭相談室(子) 0120-928-704
- ・子ども家庭相談室(保護者) 06-4394-8754